

認証評価制度の新たな運用について（変更点）

1　事務負担の軽減

（1）新制度の評価項目は、<u>4分野10項目30細目へ</u>

評価項目全体の40%縮減

1　職員の処遇改善の取組を評価するための項目	
	1 明確な給与体系の導入
	2 働きやすく、働き続けやすい職場環境づくり
2　介護人材育成の取組を評価するための項目	
	1 計画に基づく、新規採用者の育成と指導担当者の配置
	2 キャリアパス制度の導入
	3 キャリア形成を促進する人材育成
3　地域交流・コンプライアンス等の取組を評価するための項目	
	1 地域交流等の地域における公益的な取組
	2 関係法令の遵守
4　サービスの質の向上の取組を評価するための項目	
	1 介護サービス事業所の運営方針の周知
	2 相談体制・苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している
	3 サービスの質の向上に向けた取組

１　事務負担の軽減

（２）新たに作成が必要な書類の削減により、既存の職員会議録や就業規則等を活用可能に

（３）添付書類を簡略化

提出・確認書類数　新制度では39まで減少

２　認証取得の魅力向上

R8年からの認証事業所のメリット活用（主な変更）

- 県が認証を付与した法人として認証マークを活用
- 県独自のコンテンツ等を活用し、認証法人の広報PRを実施
- 県が実施する介護人材確保事業等において、就労先としてご紹介
- 県の推薦が必要な助成制度、福祉用品寄贈等において優先的に推薦

３　新規参入の促進

(1)評価項目の見直しによる基準緩和

→目に見える形で、基準クリアのハードルが下がる

(2)加算取得項目の見直し

・全国的に加算算定率が高い加算を優先採用

・算定要件が厳しく、算定率が低い加算は見直し

→加算算定率をクリアしやすい基準へ

(3)加算算定率の見直し

・法人運営事業所全体で　**算定率50%**

さらに、独自の処遇改善の取組を実施していれば

算定率を＋10%引き上げ